

愛知江南短期大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知江南短期大学（以下「本学」という。）における研究活動が、社会的規範に照らして適切な方法で遂行されることを確保するため、研究活動に従事するすべての研究者が遵守すべき倫理基準を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、本学における個人研究活動及び共同研究活動並びに学外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究活動等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の教員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指す。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究活動に従事する研究者等に学校法人愛知江南学園（以下「本学園」という。）が交付する研究費及び研究者が学外から得た研究費をいう。

(責任者)

第3条 学長は、本学の研究活動における研究倫理の保持が適正に行われるよう指導・監督する。

2 学長は、研究者の研究倫理意識を高めるために、研究倫理教育に係る実施計画を策定する。

3 学長は、研究倫理教育に係る実施計画に基づき、実効性のあるかたちで倫理教育を定期的に実施する。

4 学長は、この規程の実効性を確保するため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じる。

(研究倫理委員会)

第4条 前条の目的を達成するため、本学に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、研究者が本学において研究倫理に反する研究を行っているとの疑いがある場合、当該研究について審議し、その中止を含む何らかの措置をとることを学長に勧告する。

3 委員会は、こども健康学科栄養専攻及び保育専攻よりそれぞれ選出された若干名の委員によって構成する。

4 委員の互選により委員長を選出する。

(研究責任者)

第5条 各研究活動には、学長が指名する研究責任者を置く。なお、競争的資金に基づく研究にあっては、研究代表者又は研究分担者をこれに充てる。

2 研究責任者は、以下の事項について管理・監督する。

- (1) 研究活動における研究倫理の遵守
- (2) 研究活動の適正な遂行
- (3) 研究活動に関わる研究者の指導・監督

- (4) 研究費の適正な管理及び執行、物品管理等
- (5) その他、研究活動を適切に遂行する上で必要と認められること

(研究者の倫理及び責務)

第6条 研究者は、研究活動に際し次の事項を遵守する。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない
 - (2) 他の国・他の地域の文化、伝統、価値観及び規範等を尊重し、又、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない
 - (3) 国際的に認められた規範・規約及び条約、我が国の法令・告示等並びに本学園の諸規程を遵守する
 - (4) 産・学・官連携による受託研究活動(共同研究活動を含む)にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない
 - (5) 共同研究者等は、対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない
 - (6) 研究責任者は、研究活動に係る不正行為が起きないように指導しなくてはならない
 - (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に働きかけなければならない
 - (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う
- 2 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究活動のために収集・作成した資料・情報・データ等を一定期間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本学園の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

- 2 研究活動のために収集・作成した資料・情報・データ等の滅失、漏洩及び改ざん等をしてはならない。
- 3 研究活動のために収集・作成した資料・情報・データ等の開示請求があつたときは、開示の必要性及び相当性が認められた場合には、これを開示しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究活動を行う場合は、提供者に対してその目的・収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織・団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人情報(「学校法人愛知江南学園個人情報の保護に関する規程」参照)は、研究責任者において責任をもって管理する。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第10条 研究活動において機器・備品等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本学園の関連規程及び取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

第11条 研究成果を広く社会に還元するために、研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

2 研究成果の公表には、次の各号に留意しなければならない。

- (1) データや論拠の信頼性の確保
- (2) ねつ造・改ざんを行わない
- (3) 他者の研究成果を引用なしに使用しない

3 他者の研究成果を引用する場合は、(注)等で出所を明記する。

4 共同研究者や論文の共著者の研究成果を利用する場合は、当事者の明確な同意を得なければならない。

5 公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、研究組織・研究分野及び学会・学術誌等の妥当な慣行・ルールを十分に尊重しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。